

市税に関する証明

市税の納税証明・所得証明や固定資産税課税台帳の証明等が必要な方は、本人確認ができるもの（マイナンバーカード・運転免許証等）をご持参のうえ、市役所市民税課、市民課総合窓口又は各支所及び茂庭出張所、西口行政サービスコーナーの窓口へ申請してください。

1 証明の申請手続き

税に関する証明は、誰でも取ることができるものと、申請できる方が限られるものがあります。

(1) 誰でも取ることができ、本人確認がいらぬもの

法人の所在証明

(2) 申請者が限られ、本人確認が必要なもの

①証明の種類

(1)にあげたもの以外

②申請時必要なもの

申請人 (窓口に来る方)	お持ちいただくもの	
本人 (証明が必要な方)	窓口にくられる方のマイ ナンバーカード・運転免 許証などの本人確認がで きるもの	
証明が必要な方と 同じ世帯の親族		
委任を受けた方 又は代理人		委任状（原則委任者本人の自署、押印があるもの） 代理権授与通知書
法人の証明が 必要な方		法務局届出の代表者印 又は当該印の押印がある委任状
借地借家人等		契約書等、処分をする権利を証する書類等

2 証明の主な種類と窓口

※証明の種類により取扱できない窓口がありますのでご注意ください。

証明の種類	証明の内容	主な使用目的	取扱窓口
課税証明	市県民税・固定資産税課税額等	市営住宅申込 (課税証明額 ¥ 0 の場合)	市民税課
納税証明	課税額及び納付(入)済額等	金融関係・市営住宅申込・ 県営住宅入居・入札指名参加・ 保証人	市民課総合窓口 全支所
所得証明	所得金額等	金融関係・扶養認定・公的年金請求	茂庭出張所
所得・課税証明	所得金額・市県民税額・所得控除額等	こども医療費助成・児童手当・ 県営住宅入居・福祉関係・ 就学支援金申請	西口行政サービスコーナー (法人の納税証明を除く)

3 証明手数料

証明の種類	証明の内容	主な使用目的	取扱窓口
軽自動車税（種別割） 納税証明 （継続検査用）	軽自動車税について滞納がないこと等	継続検査（車検）用	市民税課 市民課総合窓口 全支所 茂庭出張所
資産証明	資産種類ごとの合計面積・評価額	金融関係	
所有証明	所在地・地目・種類・構造・建築年・ 屋根・階層・面積	建築確認・登記	
評価証明	所在地・地目・種類・構造・屋根・ 階層・面積・評価額	登記・金融関係	
名寄帳	所在地・家屋番号・棟番号・地目・ 構造・屋根・階層・種類・建築年次・ 面積・評価額・課税標準額・税額	確定申告・相続時物件確認	
完納証明	市税に未納がないこと	排水設備設置資金あっせん 申請 合併浄化槽補助金申請	市民税課
公租公課証明	所在地・地目・種類・構造・屋根・ 階層・面積・課税標準額・税相当額	確定申告・競売申立	
資産無し証明	固定資産課税台帳に登録のないこと	開発許可・破産申立	
法人所在証明	法人の所在地・名称	車両登録申請	
固定資産課税台帳 記載事項証明 （納税義務者 及び 借地借家人等用）	所在地・家屋番号・棟番号・地目・ 構造・屋根・階層・種類・建築年次・面 積・評価額・固定資産税課税標準額	評価額等の確認	
固定資産課税台帳 記載事項証明 （申立人用）	所在地・家屋番号・棟番号・地目・ 構造・屋根・階層・種類・建築年次・床 面積・評価額	裁判申立・訴訟関係	

(1) 年度毎、納税義務者毎に1通300円（一部の証明を除く）

(2) 資産関係（名寄帳を除く）は3筆（棟）まで300円、1筆（棟）増すごとに100円追加

(3) 軽自動車税（種別割）納税証明（継続検査用）については無料。

(4) 公的年金請求用所得証明については無料。

詳しくは、市民税課証明窓口へお問い合わせください。